

桑折町住生活基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 住生活基本法が、国民生活の安全向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成18年6月に制定された。これを受け、本町の「住まいづくり」の指針である「桑折町住宅マスタープラン」に替えて、町民の豊かな住生活を実現するために、住生活の安定した確保及び向上の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進することを目的とした「桑折町住生活基本計画」を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、桑折町住生活基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織及び任期)

第2条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 町民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は、策定委員会の目的の達成により終了する。

3 委員に欠員が生じたときは、町長がこれを補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員長及び事務局は、必要があるときは策定委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公務災害補償)

第5条 第2条第1項から第3号委員の職務上生じた災害については、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54福島県総合事務組合条例第16号）に準じて補償する。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、建設水道課が所掌する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

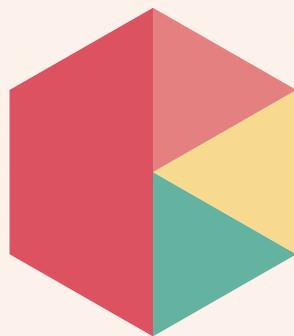
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

桑折町住生活基本計画策定委員会名簿

◎委員長 ○副委員長

氏名	役職名	摘要
◎市岡綾子	日本大学工学部 工学博士	学識経験者
菅野真由美	NOB設計工房 元桜の聖母短期大学非常勤講師	学識経験者
齋藤隆夫	一般財団法人 福島県建築安全機構 参与	学識経験者
加藤賢寿	福島県建築住宅部建築住宅課 主幹	行政関係者
小野紀章	公益社団法人 福島県建築士会伊達支部	各種団体
眞山嘉代子	桑折町社会福祉協議会	各種団体
佐々木英人	桑折町商工会	各種団体
○工藤信悦	桑折地区住民自治協議会	住民代表
佐藤英義	睦合地区住民自治協議会	住民代表
岡崎善右 ^エ 門	伊達崎地区住民自治協議会	住民代表
河口 潔	半田地区住民自治協議会	住民代表

※敬称略



献上桃の郷[®]
桑折町
こおりまち